



鳥栖市 監理技術者等配置実務マニュアル

発注課・監督員・契約検査課 共用版

令和8年8月

鳥栖市契約検査課

目次

	はじめに	P3
第1章	技術者配置の基本ルール(専任が必要な工事・そうでない工事)	P4
第2章	専任特例1号 ICT活用・連絡員配置で2現場兼任	P6
第3章	専任特例2号 監理技術者補佐を置いて監理技術者が2現場兼任	P9
第4章	営業所技術者等の専任現場兼務	P12
第5章	現場代理人の配置と常駐義務緩和	P13
第6章	CORINS登録 余裕期間工事・専任特例工事の正しい書き方	P14
第7章	申請・届出のフロー(事後審査～工事完了)	P16
付表A	よくある質問	P19
付表B	金額要件等早見表	P20
付表C	実務チェックリスト	P21
	現場代理人及び主任技術者等通知書(様式第1号)	P22

なぜ今、制度が緩和されたのか？



施行スケジュールと適用範囲



はじめに

令和6年12月13日、建設業法の一部改正が行われ、主任技術者及び監理技術者の専任義務が大幅に合理化されました。さらに令和7年2月1日には、専任配置が必要となる請負代金額の引上げも施行されました。

この2段階の改正を受け、このマニュアルは鳥栖市が発注する工事において「だれが・どの現場に・どのような条件で技術者を配置するか」を発注課、監督員、契約検査課の全員が迷わず理解・運用できるよう整理したものです。

★ このマニュアルで解決できること

- ① 技術者を専任で置かなければならない工事かどうかを判断できる
- ② 専任特例(2現場兼任)が使える条件と手続を理解できる
- ③ 余裕期間制度(ゼロ債)との組み合わせでいつ技術者を配置すればよいか分かる
- ④ CORINSの工期欄と実施工期欄の書き分け方が分かる

用語集

用語	意義
主任技術者	下請総額が基準未満の工事に置く技術者(全工事が対象)
監理技術者	下請総額が基準以上の工事に置く技術者(特定建設業のみ)
専任	他の現場と兼務せず、その現場だけに従事すること
専任特例1号	連絡員とICTを使い、主任技術者および監理技術者が2現場を兼任できる制度
専任特例2号	監理技術者補佐を置き、監理技術者(特例監理技術者)が2現場を兼任できる制度
監理技術者補佐	監理技術者の代わりに現場に専任で置く補佐役(1級施工管理技士補等)
連絡員	専任特例1号で現場に置く「連絡係」(主任技術者と同等の実務経験が要件)
営業所技術者等	営業所の専任技術者の新しい名称(令和6年12月改正で変更)
余裕期間	契約締結日～実工期始期前日。この期間は現場代理人および技術者の配置不要。
現場代理人	請負人の代理人として工事現場に常駐し、施工に関する事務を処理する者。金額不問で全工事に配置必要。
CORINS	工事実績情報システム。500万円以上が登録対象。

第1章 技術者配置の基本ルール

| そもそも「専任」が必要な工事は？

すべての建設工事に主任技術者(または監理技術者)の配置は必要ですが、「専任(その現場だけに専従)」が義務付けられるのは条件が重なる工事です。

💡 専任が必要になる2つの条件(両方揃ったとき)

条件① 公共性のある重要な工事であること。

→国・地方公共団体が注文者の工事はすべて該当します。

条件② 工事1件の請負代金が下表の金額以上であること。

工事の種別	専任が必要となる請負代金額	監理技術者が必要となる下請負金合計
建築一式工事	9,000万円以上	8,000万円以上
その他の建設工事(土木・電気・管工事等)	4,500万円以上	5,000万円以上

| 専任しなくてよい期間がある

次の期間は「専任」は不要です。技術者が他の現場を掛け持ちしていても問題ありません。

専任不要期間	具体的な状況
① 契約締結後～現場着手前	余裕期間制度(ゼロ債)の余裕期間がこれに該当します。
② 工事の全面一時中止中	自然災害、埋蔵文化財調査等による場合
③ 完成後・後片付け期間	検査終了後の軽微な後処理のみが残っている場合

◆ ゼロ債+余裕期間との組み合わせ(重要)

余裕期間中(契約締結日～実工期始期の前日)は専任不要です。

技術者は「実工期の始期(着工日)」に現場に配置されていれば問題ありません。

実工期の始期が4月1日の場合は、4月1日から専任配置・CORINS技術者従事期間の起算が始まります。

技術者配置の全体マップ (請負代金額ベース)

(上段:その他の建設工事 下段:建築一式工事)

専任不要	専任が必要	専任特例あり	必ず専任
4千5百万円未満	4千5百万円以上 (9千万円以上)	4千5百万円以上1億円未満 (9千万円以上2億円未満)	1億円以上 (2億円以上)
他現場と兼任OK (件数制限あり)	原則その現場だけに専従	要件を満たせば2現場兼任可	※ ここは特例1号の適用範囲。 特例2号は金額上限なし

3つの緩和パターンの全体像



第2章 専任特例1号 ICT活用×連絡員で2現場兼任

専任特例1号とは何か

令和6年12月13日から使えるようになった新制度です。主任技術者および監理技術者が下記の8つの要件をすべて満たす場合に限り、最大2つの工事現場を兼任することができます。

★ 専任特例1号のポイント(主任技術者・監理技術者の両方に使える)

- ✓ 各現場の請負代金が1億円未満(建築一式は2億円未満)
- ✓ 現場間の移動が1日の勤務時間内に巡回可能・片道おおむね2時間以内
- ✓ 下請次数が3次以内
- ✓ 各現場に連絡員を配置
- ✓ 入退場をリモート確認できるICTシステムを導入(CCUSまたは同等のシステム)
- ✓ 遠隔から映像・音声で現場確認できる機器(カメラ等)を設置
- ✓ 人員配置計画書を作成し各現場に備え置く
- ✓ 本市が専任指定した工事でないこと。

8つの要件を詳しく見る

1)金額要件

兼任するすべての工事が下記金額未満でなければなりません。工事途中で超えた場合は、その時点から専任特例は使えなくなります。

- 建設一式工事 2億円未満
- その他の建設工事 1億円未満

2)現場間距離・移動時間

- すべての工事現場間を、主任技術者および監理技術者の1日の勤務時間内に巡回できること。
- 災害・事故が発生した際に、各現場間を片道おおむね2時間以内で移動できること。

3)下請次数

各現場の下請次数が3次以内であること(一次→二次→三次まで)。工事途中で超えたら即座に専任へ戻します。

4)連絡員

現場ごとに「連絡員」を配置します。連絡員は、常駐・専任不要で、複数現場の兼務もOKです。

工事種別	連絡員の資格要件	雇用形態
土木一式・建築一式	当該工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務経験を有する者	直接・恒常的雇用は不要 (請負会社が配置すれば可)
その他の建設工事	主任技術者と同等の資格・実務経験を有する者	同上

5)ICTシステム

ICT要件	求められる内容	代表的なシステム例
入退場をリモート確認	現場作業員が入退場するとき、離れた場所からリアルタイムで確認できる	CCUS、CCUSとAPI連携したシステム等
映像・音声の送受信	工事現場以外の場所から、現場の映像・音声をやり取りできる機器の設置	ウェブカメラ、タブレット接続等

6)人員配置計画書

受注者は、次の事項を記載した「人員の配置を示す計画書」を作成し、各工事現場に備え置くとともに、竣工後10年間(帳簿保存期間)は営業所で保存します。

- 兼任する工事現場の名称・所在地
- 連絡員の氏名・所属・実務経験の内容
- 主任技術者(監理技術者)の氏名・資格・1日当たり労働時間(見込み・実績)
- ICTシステムの措置内容(システム名等)
- 一次～三次下請の締結状況

7)本市が専任指定した工事でないこと
入札公示で「専任配置を求める」と明示した工事は、専任特例を認めません。

専任特例1号を使うときの判断フロー

Q 各現場の請負代金は1億円未満(建築一式は2億円未満)か？	YES→次の質問へ	NO→専任配置
Q 現場間を片道2時間以内で移動できるか？	YES→次の質問へ	NO→専任配置
Q 下請次数が3次以内か？	YES→次の質問へ	NO→専任配置
Q 各現場に連絡員を配置できるか？	YES→次の質問へ	NO→専任配置
Q 入退場確認ICT+カメラを導入できるか？	YES→専任特例1号が使える	NO→専任配置

※ 専任特例1号と2号の同時使用は禁止

同一の技術者が、専任特例1号の現場と専任特例2号(監理技術者補佐配置)の現場を同時に兼任することはできません。どちらか一方を選んでください。

第3章 専任特例2号 監理技術者補佐で2現場兼任

専任特例2号とは何か

監理技術者(特例監理技術者)が、各現場に「監理技術者補佐」を専任で置くことで、最大2つの工事現場を兼任できる制度です。

①専任特例1号との違い

比較項目	専任特例1号	専任特例2号
対象	主任技術者および監理技術者	監理技術者のみ
追加で置く人	連絡員(常駐不要)	監理技術者補佐(専任・常駐が必要)
ICT要件	あり(入退場システム+カメラ)	なし
請負金額上限	1億円未満(建築一式2億円未満)	上限なし(専任要件を超えれば可)
距離要件	現場間 片道おおむね2時間以内	現場間10km程度 または同一土木事務所管内(再編前の事務所管内(鳥栖市、基山町、みやき町および上峰町)をいう。以下同じ。)

佐賀県の専任特例2号 距離要件(重要)

専任特例2号における距離要件(現場間10km程度・同一土木事務所管内)は、佐賀県独自の運用基準です。本市工事においてもこれに準じて取り扱いますが、他発注者工事と兼任する場合は、必ず事前に契約検査課へ確認を行ってください。

距離要件の内容	判断のポイント
現場間の距離が10km程度の近接した場所	実際の移動距離で、概ね10km程度を目安としてください。
または同一土木事務所管内	同一土木事務所管内であれば、10km程度を超えていても兼任可能です。

💡 鳥栖市工事への適用

鳥栖市発注工事は、同一土木事務所管内の工事であれば距離要件を満たすものとして取り扱います。隣接市(鳥栖市と久留米市の県境付近等)の他発注者工事との兼任は、管轄区域の確認が必要です。

｜ 監理技術者補佐になれる人

監理技術者補佐は、次のいずれかに該当する人でなければなりません。業種ごとに資格要件が対応する点に注意してください。

- 1級施工管理技士補 :1級施工管理技術検定の第1次検定合格者(監理技術者講習の受講は不要だが、主任技術者資格を満たす必要がある)
- 監理技術者の資格を持つ者:1級施工管理技士等、監理技術者の資格要件を満たす者

※ 業種の対応確認を忘れずに

監理技術者補佐の資格は、その工事の業種に対応するものでなければなりません。例えば、土木一式工事には土木施工管理技士補(1級)が必要です。他業種の資格では補佐として認められません。

｜ 専任特例2号を使うときの注意点

- ① 監理技術者補佐は各工事現場に「専任」で置く必要があります(常駐義務の有無は現場代理人とは別論点)。
- ② 特例監理技術者(兼任する監理技術者)は、2件まで兼任できます。3件以上は不可。
- ③ 監理技術者補佐が置かれていても、特例監理技術者はその現場の施工が適正に行われる最終責任を負います。
- ④ 現場代理人と監理技術者補佐は、同一工事であれば同一人物が兼任できます。
- ⑤ 兼任できる工事現場の範囲は工事内容、規模、施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要工程の立会いが適正に行えることが前提です。
- ⑥ ICTの活用方針や監理技術者補佐が担う業務について、あらかじめ発注課に説明し、理解を得ることが望ましいです。

2件目の工事に特例2号を適用するタイミング

2件目の工事に専任特例2号を適用する場合、1件目の工事について監理技術者補佐の配置変更手続を完了しておく必要があります。タイミングに注意してください。

1	1件目の工事を落札 監理技術者を専任で配置してスタート
2	2件目の落札通知日の前日まで 1件目について「監理技術者補佐を配置する旨」の変更手続を契約検査課に提出し完了させる
3	2件目を落札 この時点で、監理技術者は特例監理技術者として2件目も兼任可能となる

※ 2件目の落札通知日以降に1件目の変更手続をしても、2件目での専任特例の条件を満たしません。必ず前日までに完了させてください。

第4章 営業所技術者等の専任現場兼務

令和6年12月改正で新設された制度

従来、営業所の専任技術者(旧称)は工事現場の技術者を兼務できませんでしたが、法改正により、一定要件を満たす場合は兼務が可能となりました。

①「営業所技術者等」とは新しい呼び名

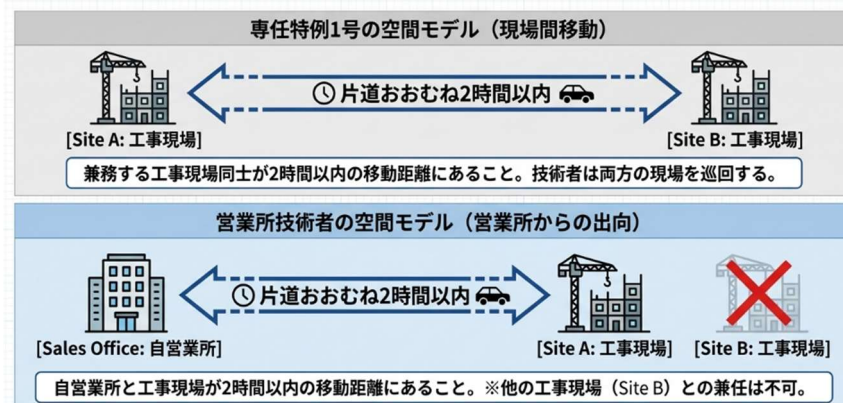
令和6年12月の改正で「専任技術者」の名称が変わりました。一般建設業は「営業所技術者」、特定建設業は「特定営業所技術者」、両者を合わせた総称が「営業所技術者等」です。

兼務できる条件

基本的な要件は専任特例1号と同じです。ただし、次の点が異なります。

- 兼務できるのは、その営業所技術者等が置かれている「営業所」で請負契約が締結された工事だけ
- 移動時間の起算点が「工事現場間」ではなく「営業所から工事現場」に変わる(片道おおむね2時間以内)
- 従来の「営業所近接工事の特例(営業所と工事現場が近接している場合の兼務)」とは同時に使えない

図解：専任特例1号と営業所技術者の違い



第5章 現場代理人の配置と常駐義務緩和

現場代理人は全工事に必要

請負金額にかかわらず、すべての工事に現場代理人の配置が必要です(本市工事請負契約約款第10条)。ただし、常駐の義務は、一定の条件で緩和されます。

常駐義務の緩和条件

要件	内容
① 対象工事の金額	合計 9,000万円未満
② 緊急対応	発注者・監督員から求められた場合に速やかに現場に行けること。
③ 常時連絡	営業所と常時連絡が取れる体制にあること。
④ 兼任件数の上限	現場代理人1人につき本市工事3件まで

現場代理人と主任技術者の兼任

同じ工事現場であれば、現場代理人と主任技術者を同一人物が兼任できます。専任特例1号を適用する場合も、現場代理人の兼任扱いが同様に可能です。ただし、主任技術者または監理技術者の専任義務が緩和されるものではありません。

第6章 CORINSの正しい書き方

CORINSの基本

工事实績情報システム(CORINS)は、請負金額500万円以上の工事が登録対象です(委託業務は対象外)。ゼロ債・余裕期間制度を適用した工事や専任特例を適用した工事は、通常と書き方が変わります。

余裕期間制度(ゼロ債)を適用した工事の書き方

よく間違えるのが「工期欄」と「実施工期欄」の書き分けです。

✓正しい書き方(余裕期間あり) ・工期欄:余裕期間を含む全体工期 → 契約締結日(例:令和9年2月10日)～完了日 ・実施工期欄:余裕期間を除く実際の施工期間 → 着工日(例:令和9年4月1日)～完了日 ・技術者従事期間:実施工期欄と同じ → 余裕期間は算入しない ・受注登録:契約後10日以内(ゼロ債でも同じ)	×よくある間違い ・工期欄に余裕期間を除いた工期を書いてしまう ・実施工期欄を書き忘れて工期欄と同じにしてしまう ・余裕期間を技術者従事期間に含めてしまう(→技術者の実績として過大計上になる) ・竣工登録を10日以内にしない
---	---

※ 余裕期間中(契約締結日～実工期始期の前日)は、主任技術者、監理技術者の配置・専任とも不要です。建設業法第26条の設置義務が消滅するのではなく、技術者を配置すべき期間の起算が実工期の始期(着工日)からとなる趣旨です。したがって、配置予定技術者が前工事に従事していても、その前工事が余裕期間中に終了することが確定していれば入札参加・配置に支障はありません。

★工期欄と実施工期欄の具体例(令和9年2月10日契約・4月1日着工の場合)

登録欄	入力内容	備考
工期欄	令和9年2月10日～令和9年〇月〇日	契約書の工期と完全一致させる
実施工期欄	令和9年4月1日～令和9年〇月〇日	実際に施工した期間
技術者従事期間	令和9年4月1日～令和9年〇月〇日	実施工期欄と同じにする

専任特例を適用した工事の書き方

施工体制台帳の「専任の有無」欄は、適用制度によって記載内容が変わります。

配置の形態	「専任の有無」欄の記載
通常の専任配置	「専任」
専任特例1号(ICT+連絡員による兼任)	「非専任(情報通信技術利用)」
専任特例2号(監理技術者補佐を置いて兼任)	「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」

第7章 申請・届出の手続フロー

通常の技術者届出(すべての工事)

- | | |
|---|--|
| 1 | 契約締結(余裕期間付き工事は実工期開始前日まで)
現場代理人及び主任技術者等通知書(様式第1号)を提出。資格証・雇用証明書類を添付。 |
| 2 | 監督員が書類を確認
資格・恒常的雇用関係(監理技術者資格証の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定書の写し、所属会社の雇用証明書の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写しその他これらに準ずる資料)を確認。 |
| 3 | CORINS受注登録
契約後10日以内(土日祝除く)に受注者が登録。工期欄・実施工期欄・技術者従事期間を正確に入力。 |

専任特例1号を使う場合の追加手続

通常の届出に加えて、以下のステップが必要です。

1	事後審査時に兼務申請書(様式第2号)を提出 落札通知書の事後審査書類と同時に提出。記載事項:兼任する工事の概要、請負代金額、現場間距離と移動時間、連絡員の氏名、資格、実務経験、ICTシステムの概要
2	契約検査課が確認 金額(1億円未満か)・移動時間(2時間以内か)・下請次数(3回以内か)・連絡員の資格・ICT導入状況を確認。
3	契約締結後・着工前に配置計画書(様式第3号)を提出 人員の配置を示す計画書を監督員に提出。各工事現場に備え置くこと。
4	工事中も要件の維持を確認 請負代金が増額で1億円を超えた場合、または下請次数が3を超えた場合は即座に専任体制へ変更。変更届(様式第4号)を提出。

専任特例2号を使う場合の追加手続

1	通常の届出に加え監理技術者の書類も提出 ①補佐の資格証(主任技術者要件を満たす国家資格証+1級技士補合格証)、②補佐の雇用関係証明書類(厚生年金被保険者標準報酬決定書の写し、所属会社の雇用証明書の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写しその他これらに準ずる資料)
2	2件目を兼任したい場合は事前に変更手続が必要 2件目の落札通知日の前日までに、1件目の工事について「監理技術者補佐を配置する変更届」を提出・承認済みしておく。

技術者を変更したい場合

技術者変更は、原則として認められません。やむを得ない事情(病気、死亡、退職等)がある場合のみ、変更後の技術者が同等以上の資格、職務経験を持つことを条件に承認します。

変更を希望する場合は、技術者変更届(様式第4号)に理由書・変更後の技術者の資格証、雇用証明書を添えて契約検査課に相談してください。

【最重要】パターン別要件 比較マトリックス① (基本条件)

	①専任特例1号 (ICT)	②専任特例2号 (補佐)	③営業所技術者
請負金額	1億円未満 (建築 2億円未満)	制限なし	1億円未満 (建築 2億円未満)
兼務可能現場数	2現場	2現場	1現場 (営業所+現場1件)
移動時間と距離	片道おおむね2時間 以内 (1日巡回可能)	制限なし (補佐が常駐するため)	片道おおむね2時間 以内 (1日巡回可能)
下請次数	3次以内	制限なし	3次以内

【最重要】パターン別要件 比較マトリックス② (体制・ICT条件)

	①専任特例1号 (ICT)	②専任特例2号 (補佐)	③営業所技術者
連絡員の配置	✓ 必須 (同業種 実務経験1年以上)	✕ 不要	✓ 必須 (同業種 実務経験1年以上)
補佐の配置	✕ 不要	✓ 必須 (一級技士補等+主任要件)	✕ 不要
ICT・遠隔システム	✓ 必須 (映像・音声通信機器)	✕ 不要	✓ 必須 (映像・音声通信機器)
CCUS等の活用	✓ 必須 (遠隔での入退場管理)	✕ 不要	✓ 必須 (遠隔での入退場管理)

付表A よくある質問

Q1 余裕期間中、連絡員だけ現場に置けばいいですか？

A 余裕期間中は技術者配置も連絡員配置も不要です。技術者・連絡員ともに実工期(着工日)以降に配置してください。

Q2 専任特例1号で兼任中に下請次数が4回になった場合は？

A その時点で専任特例を活用できなくなります。速やかに監督員に報告し、当該現場に専任の技術者を配置して変更届を提出してください。

Q3 CORINSの工期欄は、「契約書の工期」と完全に一致させないといけませんか？

A はい。工期欄は必ず契約書記載の工期(余裕期間を含む全体工期)と一致させてください。実際に施工した期間は「実施工期欄」に別途入力します。

Q4 監理技術者補佐と現場代理人を同一人物にできますか？

A 同一工事であれば可能です。ただし、監理技術者補佐は当該工事現場に専任で配置する必要があるため、他の現場の現場代理人と兼任はできません。

Q5 ゼロ債工事で3月に契約した場合、CORINS受注登録はいつまでですか？

A 契約締結後10日以内(土日祝除く)です。ゼロ債工事でも締切は変わりません。工期欄には余裕期間を含む全体工期を、実施工期欄には4月1日以降の着工日～完了日を入力してください。

Q6 専任特例1号(ICT)を利用中に通信障害が発生した場合はどうするのか？

A 「速やかに監督員に報告し、一時的に専任の技術者を配置するなどの対応を求める」という運用を事前に決めておくこととスムーズに対処できます。

Q7 佐賀県工事で専任特例2号が認められれば、鳥栖市工事でも使えますか？

A 佐賀県と鳥栖市はそれぞれ独立した発注者です。佐賀県工事で兼任が認められていても、鳥栖市工事で当然に認められるわけではありません。契約検査課に個別に確認してください。

Q8 専任特例2号の距離要件「10km程度」とはどこで測りますか？

A 佐賀県の取扱いでは「現場間の距離が10km程度の近接した場所、または同一土木事務所管内」とされています。鳥栖市発注工事は佐賀県土木事務所管内ですので、同一管内工事は距離にかかわらず兼任の検討対象となります。

付表B 金額要件等早見表

判断ポイント	建築一式工事	その他の建設工事
主任技術者の専任が必要か	請負代金 9,000万円以上	請負代金 4,500万円以上
監理技術者(下請総額で判断)	下請代金合計 8,000万円以上	下請代金合計 5,000万円以上
専任特例1号の上限	各工事 2億円未満	各工事 1億円未満
専任特例1号の距離要件	現場間 片道おおむね2時間以内	現場間 片道おおむね2時間以内
専任特例2号の距離要件 (佐賀県取扱い)	現場間 10km程度 または同一土木事務所管内	現場間 10km程度 または同一土木事務所管内
現場代理人の常駐緩和	請負代金 合計 9,000万円未満	請負代金 合計 9,000万円未満

付表C 実務チェックリスト(発注課・監督員・契約検査課)

✓	フェーズ	チェック内容	担当
☐	判断・計画	専任配置が必要な工事か(請負代金額で確認)	発注課・契約検査課
☐	判断・計画	専任指定工事で専任特例を使えないか確認	契約検査課
☐	入札公告	余裕期間制度を適用する工事はCORINS登録の留意事項を特記仕様書に記載	契約検査課
☐	入札公告	専任特例を認めない工事は入札公告に「専任配置を求める」旨を明記	契約検査課
☐	事後審査	専任特例1号の申請がある場合、兼務申請書(様式第2号)を受理・確認	契約検査課
☐	事後審査	請負代金額・移動時間・下請次数・連絡員・ICTの要件を確認	契約検査課
☐	契約締結	技術者届出書(様式第1号)・資格証・雇用証明書を受理	契約検査課
☐	契約締結	専任特例2号の場合、監理技術者補佐の資格証・雇用証明書を受理	契約検査課
☐	着工前	専任特例1号の場合、配置計画書(様式第3号)を監督員が受理	監督員
☐	着工前	余裕期間工事は実工期始期(着工日)に技術者が配置されているか確認	監督員
☐	着工前	CORINS受注登録が契約後10日以内に完了しているか確認	発注課
☐	着工前	CORINSの工期欄・実施工期欄・技術者従事期間が正確に入力されているか確認	発注課
☐	工事中	専任特例1号の工事は請負代金・下請次数の変化を確認(超えたら即専任へ)	監督員
☐	完了後	CORINS竣工登録が完了後10日以内に行われているか確認	発注課
☐	完了後	竣工登録の実施工期欄・技術者従事期間の終了日が正確か確認	発注課

様式第1号

現場代理人及び主任技術者等届出書
(監理技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐 兼用)

年 月 日

鳥栖市長 様

所 在 地
事 業 者 名
代表者氏名

次に掲げる建設工事について、現場代理人及び主任技術者等を次のとおり定めましたので届け出ます。

工 事 名	
工 事 番 号	第 号
工 事 場 所	鳥栖市 地内
請負代金額	金 円(税込)
工 期	年 月 日から 年 月 日まで

1 配置技術者等の内訳

※該当する区分にレ点を入れ、該当技術者を入力してください。

区分	氏名	資格名(登録番号)
☐ 主任技術者／ ☐ 監理技術者		
☐ 監理技術者補佐		
☐ 現場代理人		—

2 専任・兼任の状況(該当する運用を選択してください)

(1) 原則(専任配置)

☐当該現場に専任で配置する。

(2) 専任特例1号(ICT活用・連絡員配置による兼任)

☐専任特例1号を適用する。

兼任工事名	
連絡員氏名	
ICT導入	☐ CCUS連携／ ☐ その他システム(名称:)

(3) 専任特例2号(監理技術者補佐配置による兼任)

☐専任特例2号を適用する。

兼任工事名	
補佐配置現場	

(4) 営業所技術者等による兼任

☐営業所技術者等として兼務する。

所属営業所	
-------	--

(5) 余裕期間制度(ゼロ債)の適用

☐余裕期間中であるため、実工期開始までは現場への常駐を免除する。

3 現場代理人の常駐緩和適用

☐適用する(請負金額要件を満たす場合)。

改訂履歴

版	改訂日	改訂内容
初版	令和8年8月	制定